

経営環境変化・災害対策資金

【融資対象1は、知事認定要】

融 資 対 象	<p>1. 次のいずれかに該当する方で、知事の認定を受けた方</p> <p>(1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する方 (2) 災害により被害を受けた方 (3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する方 (4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る方 ※ (2) 及び (3) については事実発生日の翌日から1年以内</p> <p>2. 最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している方</p> <p>3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている方</p>
---------	---

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	5,000 万円	以内	5年以内 1.775%
		7年 (1年)	5年超 1.975%

保証料率 (年)									
CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率 (%)	1.56	1.46	1.30	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45

取扱金融機関 (順不同)	商工中金、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合
-----------------	--

担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保は必要に応じて提供。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
---------	---

備 考	<知事認定の問い合わせは、以下のとおり。> 地域産業課 (電話0742-27-8807) 県制度融資を含む奈良県信用保証協会の保証付融資からの借換可
-----	--

セーフティネット対策資金（【所定枠】【固定枠】）

（責任共有制度対象外）

【市町村長認定要】

融 資 対 象	<p>中小企業信用保険法第2条第5項各号の「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた方。</p> <p>1号 連鎖倒産の防止 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号 突発的災害（事故等） 4号 突発的災害（自然災害等） 5号 業況の悪化している業種（全国的） 6号 取引金融機関の破綻 7号 取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 8号 取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権譲渡</p> <p>※ 詳細は、中小企業庁ホームページ「セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第5項」をご覧ください。</p>
---------	--

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
運 転	5,000 万円	7年 (1年) 以内	<p>【所定枠】 金融機関所定</p> <p>【固定枠】 5年以内 1.775% 5年超 1.975%</p>

保証料率（年）									
CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率（%）	0.70% (7号、8号は0.63%)								

取扱金融機関 (順不同)	<p>商工中金、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合</p>
-----------------	---

担保及び保証人	<p>奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保は必要に応じて提供。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。</p>
---------	--

備 考	<p>(1) 7号、8号は責任共有制度対象。 (2) 認定の申込み先は、事業所の所在する市町村。 (認定の申請については、各市町村にお問い合わせください。)</p> <p>県制度融資を含む奈良県信用保証協会の保証付融資からの借換可</p>
-----	---

経営改善支援資金

融 資 対 象	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら経営改善に向けた事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
----------------	--

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備	5,000 万円	7年 以内 (1年) <small>※借換を含む場合10年</small>	1.875%
運 転 運 設		5年 以内 (1年) <small>※借換を含む場合10年</small>	

保証料率 (年)									
CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率 (%)	1.56	1.46	1.30	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45
<small>保証料率 (%) (責任共有制度外からの同額借換の場合)</small>	1.80	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.80	0.65	0.50

取扱金融機関 (順不同)	商工中金、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合
-------------------------	--

担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保は必要に応じて提供。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
----------------	---

備 考	借換を含む場合は融資期間10年以内。ただし、県制度融資を含む奈良県信用保証協会の保証付融資からの借換に限る。 申込み時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適応します。ただし、CRD区分9の場合及び中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合は、一区分低い料率の適応は行いません。
------------	--

再生支援資金

〈県改善サポート保証〉

融 資 対 象	<p>産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方</p> <p>以下の①～⑩いずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生支援計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑨独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑩経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
----------------	--

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	5,000 万円	以内 15年 (1年)	1.975%

保証料率 (年)									
CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率 (%)	0.60%								
保証料率 (%) <small>(責任共有制度外からの同額借換の場合)</small>	0.80%								

取扱金融機関 (順不同)	商工中金、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合
-------------------------	--

担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保は必要に応じて提供。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
----------------	---

備 考	奈良県信用保証協会保証付き融資からの借換可。
------------	------------------------